

業務委託設計書

業務名 令和3年度札幌市子ども発達支援総合センター建築基準法点検業務

業務委託内容説明書

1 業務名

令和3年度札幌市子ども発達支援総合センター建築基準法点検業務

2 点検施設

札幌市子ども発達支援総合センター（札幌市豊平区平岸4条18丁目1番21号）センター（延床面積12,782.23m²）の構成

- 1) 管理棟（A棟）2,246.49m²（鉄筋コンクリート造地上3階地下1階建）
 - 2) B棟5,848.0m²（鉄筋コンクリート造地上6階地下1階建）
 - 3) C棟1,198.59m²（鉄筋コンクリート造地上2階地下1階建）
 - 4) D棟899.44m²（鉄筋コンクリート造地上2階建）
 - 5) E棟1,435.82m²（鉄筋コンクリート一部鉄骨造1階建）
 - 6) 体育館240.73m²（鉄骨造1階建）
 - 7) ボイラー機械室194.75m²（鉄筋コンクリート造地上1階地下2階建）
 - 8) 自家発電室31.5m²（鉄筋コンクリート造地上1階建）
 - 9) 排水ポンプ室10.89 m²（鉄筋コンクリート造地上1階建）
 - 10) 倉庫6.58 m²（鉄筋コンクリート造地上1階建）
 - 11) ひまわり整肢園棟517.95m²（鉄骨造2階建）
 - 12) 渡り廊下151.49 m²
- その他（延床面積に含まず。）
- 13) バス用車庫（大）78.47 m²
 - 14) バス用車庫（小）36.73 m²
 - 15) 公用車車庫9.60 m²

※点検の範囲は、敷地内の付属建物を含む。施設のしゅん功図は当センターで閲覧が可能。

3 業務内容

本業務は、札幌市の所有する公共建築物の維持保全を適切に行うことを目的として建築基準法第12条に基づき、建築・設備点検を実施するものである。

4 業務責任者の資格要件

調査員（建築物）及び検査員（建築設備・防火設備）は建築基準法第12条各項に定める資格を有する者とする。

5 業務履行期間

令和3年8月5日から令和3年10月15日

1階 プレイ室、心理検査室、面接室

Ｂ棟 ５階 ひまわり整肢園事務室、かしわ学園事務室

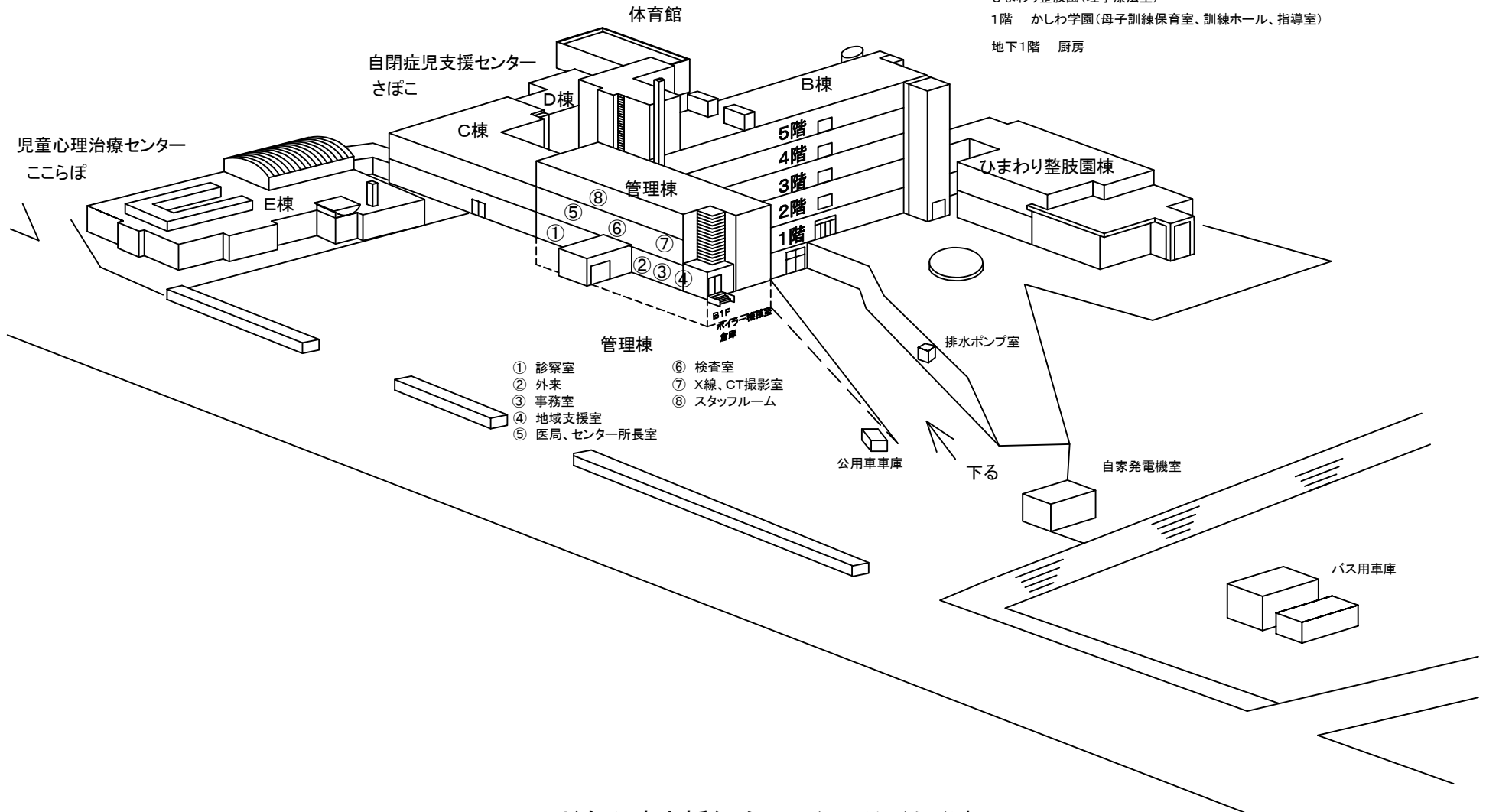
4階 まあち事務室、デイケア室、会議、研修室

3階 理学療法室、作業療法室、言語聴覚療法室、スタッフルーム

2階 診察室(小児科、整形外科、耳鼻咽喉科)、聴力検査室、言語聴覚療法室、ひまわり整肢園(理学療法室)

1階 かしわ学園(母子訓練保育室、訓練ホール、指導室)

地下1階 厨房



業務仕様書

第1節 一般事項

1. 1 適用

- (1) 本仕様書は、市有施設の建築基準法点検に適用する。
- (2) 本仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受注者の責任において履行すべきものとする。
- (3) すべての契約図書は、相互に補完するものとする。ただし、契約図書間に相違がある場合の優先順位は、次の順番とする。
 - (a) 契約書
 - (b) 業務仕様書

1. 2 用語の定義

仕様書において用いる用語の定義は、次による。

- (1) 「担当職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、当該業務の監督を行うことを発注者が指名した者をいう。
- (2) 「施設管理者」とは、施設の管理又は運営に携わる者をいう。
- (3) 「受注者等」とは、当該業務契約の受注者又は契約書の規定により定めた受注者側の業務責任者をいう。
- (4) 「業務責任者」とは、業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために担当職員及び施設管理者との連絡調整を行う者で、受注者側の責任者をいう。
- (5) 「業務担当者」とは、業務責任者の指揮により業務を実施するもので、受注者側の担当者をいう。
- (6) 「担当職員の承諾」とは、受注者等が担当職員に対し書面で申し出た事項について、担当職員が書面をもって了解することをいう。
- (7) 「担当職員の指示」とは、担当職員が受注者等に対し業務の実施上必要な事項を、書面若しくは口頭によって示すことをいう。
- (8) 「担当職員と協議」とは、協議事項について、担当職員と受注者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。
- (9) 「担当職員の立会い」とは、業務の実施上必要な指示、承諾、協議及び検査を行うため、担当職員がその場に臨むことをいう。
- (10) 「業務の検査」とは、契約書に規定するすべての業務の完了を確認するために、発注者が指定した者が行う検査をいう。

1. 3 受注者の負担の範囲

- (1) 業務の実施に必要な施設の電気、ガス、水道等の使用にかかる費用は、特記がある場合を除き受注者の負担とする。
- (2) 業務の実施に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。
- (3) 業務の実施に必要な消耗等は、受注者の負担とする。

1. 4 業務の成果物

- (1) 業務の成果物については、定期点検報告書作成要領に従い作成し、発注者に引き渡すものとする。ただし、定期点検報告書作成要領により難しい場合には、予め担当職員と協議し、承諾を得なければならない。
- (2) 受注者は、担当職員の指示があり、これに同意した場合には、履行期間途中においても、成果物の引渡しを行わなくてはならない。

1. 5 関係法令等の遵守

業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を十分に理解するとともに遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

第2節 業務の実施

2. 1 業務着手

受注者は、契約書に定める日から業務に着手しなければならない。この場合において、業務責任者が業務の実施のため担当職員との打合せを開始することをいう。

2. 2 提出書類

- (1) 受注者は、契約締結後速やかに業務着手届と業務責任者通知書（経歴及び資格に関する書類を含む）を、契約締結後5日以内に業務日程表を、担当職員を経て発注者に提出しなければならない。
- (2) 受注者が発注者に提出する書類の様式及び部数は、担当職員の指示によるものとする。

2. 3 業務計画書

- (1) 受注者は、契約締結後14日以内に業務計画書を作成し、担当職員に提出しなければならない。
- (2) 業務計画書には、次の事項を記載するものとする。
 - (a) 業務の実施体制（業務責任者、業務担当者等）
 - (b) 業務工程計画
 - (c) 業務担当者の有する資格
- (3) 受注者は業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にした上、その都度担当職員に変更業務計画書を提出しなければならない。
ただし、軽易な変更等で予め担当職員の承諾を得たものは、変更業務計画書の提出は必要ないものとする。

2. 4 守秘義務

受注者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者にもらしてはならない。

2. 5 成果物の利用等

- (1) 受注者は、発注者に対し、成果物の利用を許諾する。また、成果物の内容を自由に公表することを許諾する。
- (2) 受注者は、成果物の内容を公表してはならない。ただし、予め、発注者の承諾を得た場合にはこの限りではない。

2. 6 貸与品等

- (1) 業務の実施に当たり、様式集等（CD-ROM）一式、調査施設図書一式を貸与する。担当職員若しくは施設管理者から貸与された図書等については、注意をもって取り扱わなければならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において原状に復するものとする。
なお、様式1-3、2-3に添付する配置図及び平面図についてはCAD図を貸与するものとする。
- (2) 受注者は、貸与品等の必要がなくなった場合は、速やかに返却しなければならない。
- (3) 受注者は、貸与品等を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。

2. 7 業務の記録

- (1) 受注者は、担当職員と協議した結果について記録を整備する。
- (2) 受注者は、業務の全般的な経過を記載した書面を作成する。ただし、同一業務内容を連

続して行う場合は、担当職員と協議の上、省略することができる。

- (3) (1)、(2)の記録について、担当職員より請求された場合は、受注者は担当職員に提出又は提示する。

2. 8 業務責任者

- (1) 受注者は、業務責任者を定め担当職員に届け出る。また、業務責任者を変更した場合も同様とする。なお、業務責任者は日本語に堪能でなければならない。
- (2) 業務責任者は、業務担当者に作業内容及び担当職員の指示事項等を伝え、その周知徹底を図る。
- (3) 業務責任者は、業務担当者以上の経験、知識及び技能を有する者とし、資格要件は、特記とする。なお、業務責任者は業務担当者を兼ねることができる。

2. 9 業務担当者

業務担当者は、業務に必要な知識及び技術を有するものとする。

2. 10 施設の訪問等

- (1) 点検のため施設を訪問するにあたっては事前に担当職員に通知するとともに施設管理者と連絡を取り日程等の調整を図ること。
- (2) 施設管理者との調整が困難な場合には、担当職員の指示を受けるものとする。
- (3) 訪問時において、施設及び付属の備品、設備、機器類に損傷を与えないように注意しなければならない。なお、損傷等を与えた場合は、受注者の責任と費用負担において原状に復するものとする。

2. 11 加入すべき保険

業務遂行のために必要と思われる保険については、受注者の責任で加入しなければならない。

2. 12 業務の安全衛生

業務担当者の労働安全衛生に関する労務管理については、業務責任者がその責任者となり、関係法令に従って行う。

2. 13 担当職員の立会い

実地で行う施設の点検等、業務の実施に際して担当職員の立会いを求める場合は、予め申し出るものとする。

2. 14 業務の中間確認

業務着手後、必要に応じて業務の進捗状況を報告するものとする。

第3節 業務の検査

3. 1 業務の検査

受注者は、契約書に基づき、その支払にかかる請求を行うときは次の書類を提出し、発注者の指定した者が行う業務の検査を受けるものとする。

- (1) 契約書、業務仕様書
- (2) 業務計画書、業務の記録
- (3) 成果物
- (4) その他検査に必要な資料

第4節 その他

4. 1 服装等

施設の現地確認等の際には、業務責任者及び業務担当者は業務に適した服装及び履物で業務を実施しなければならない、施設を利用する市民その他に不快な印象を与えてはならない。

4. 2 留意事項等

施設を利用する市民、職員等の妨げにならないように十分注意するとともに、業務に関係のない場所及び室への出入りは禁止する。

また、現地確認等の際し、原則として火気は使用しない。火気を使用する場合には、施設管理者の承諾を得るものとし、その取扱いに際しては十分注意する。

4. 3 環境への配慮

業務を行うに当たっては環境配慮に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 清掃に使用する洗剤等は、環境に配慮したものを使用し、極力節約に努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転に心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、平成 28 年度札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- (6) 業務に関わる従業員に対し、環境マネジメントに関する研修を行うこと。
- (7) 環境配慮への取組結果について、報告書の提出に合わせて札幌市に報告すること。

4. 4 その他

- (1) 業務を行うに当たり、再委託、物品の調達等を行う場合は、札幌市内の企業等の積極的な活用に努めること。
- (2) 業務を行うに当たり、職員の雇用、再委託、物品の調達等を行う場合は、障害者の雇用など福祉施策への取組みに努めること。
- (3) この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に疑義が生じたときは、担当職員と協議の上、定めるものとする。

定期点検報告書作成要領

1 目的

市有施設を建築基準法第12条第二項及び第四項（昇降機は除く）に基づく点検を行い、その報告書を作成する。

2 報告書の様式

報告書は、施設毎に次の様式による。

(1) 建築

定期調査報告概要書（様式1-1）

定期調査報告書（様式1-2）

個別様式

調査結果図（様式1-3）

関係写真（様式1-4）

調査結果表（様式1-5）

(2) 設備

定期検査報告概要書（様式2-1）

定期検査報告書（様式2-2）

個別様式

検査結果図（様式2-3）

関係写真（様式2-4）

検査結果表一別記第一号～四号（様式2-5）

法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）の換気状況評価表（様式2-6）

換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表（様式2-7）

排煙風量測定記録表（様式2-8）

非常用の照明装置の照度測定表（様式2-9）

※非常照明については、全数平面図に記載すること。

(3) 防火設備

定期検査報告概要書（様式3-1）

定期検査報告書（様式3-2）

個別様式

検査結果図（様式3-3）

関係写真（様式3-4）

検査結果表（様式3-5）

検査結果図（様式 3 - 6）

関係写真（様式 3 - 7）

3 成果物

（１）成果物は、上記 2 で作成する書類を施設毎に次の順番で 2 部提出すること。

（ア）建築

定期調査報告概要書（様式 1 - 1）

定期調査報告書（様式 1 - 2）

個別様式（様式 1 - 3 ～ 5）

（イ）設備

定期検査報告概要書（様式 2 - 1）

定期検査報告書（様式 2 - 2）

個別様式（様式 2 - 3 ～ 9）

（イ）防火設備

定期検査報告概要書（様式 3 - 1）

定期検査報告書（様式 3 - 2）

個別様式（様式 3 - 3 ～ 7）

（２）電子データ

（ア）上記成果品は、原則として全ての電子データを提出すること。（CDR）

（イ）提出する電子データは、必ず電子媒体に複写後にウイルスチェックをし、その旨表記した物を提出すること。

4 その他

本要領について疑義がある場合は、本市担当職員と協議のうえ業務をすすめること。

— 以上 —

定期調査報告概要書
(第一面)

調査等の概要

【1. 建築物の所管部局】

【イ. 部局名のフリガナ】

【ロ. 部局名】

【2. 施設の運営・管理者】

【イ. 部局名のフリガナ】

【ロ. 部局名】

【ハ. 住所】

【3. 調査者】

(代表となる調査者)

【イ. 資格等】

() 建築士
特定建築物調査員

() 登録第
第

号
号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所

() 知事登録第

号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の調査者)

【イ. 資格等】

() 建築士
特定建築物調査員

() 登録第
第

号
号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所

() 知事登録第

号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【4. 報告対象建築物】

【イ. 所在地】

【ロ. 名称のフリガナ】

【ハ. 名称】

【ニ. 用途】

【5. 調査による指摘の概要】

【イ. 指摘の内容】 ☐ 要是正の指摘あり（☐ 既存不適格） ☐ 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 ☐ 有（平成 年 月に改善予定） ☐ 無

【ニ. その他特記事項】

【6. 調査及び検査の状況】

【イ. 今回の調査】 平成 年 月 日実施

【ロ. 前回の調査】 ☐ 実施（平成 年 月 日報告） ☐ 未実施

【ハ. 建築設備の検査】 ☐ 実施（平成 年 月 日報告） ☐ 未実施

【ニ. 昇降機等の検査】 ☐ 実施（平成 年 月 日報告） ☐ 未実施

【7. 建築物等に係る不具合等の状況】

【イ. 不具合等】 ☐ 有 ☐ 無

【ロ. 不具合等の記録】 ☐ 有 ☐ 無

【ハ. 不具合等の概要】

【ニ. 改善の状況】 ☐ 実施済 ☐ 改善予定（平成 年 月に改善予定）

☐ 予定なし（理由： ）

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 敷地の位置】

【イ. 防火地域】 ☐ 防火地域 ☐ 準防火地域
☐ その他 () ☐ 指定なし
 【ロ. 用途地域】

【2. 建築物及びその敷地の概要】

【イ. 構造】 ☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造
☐ 鉄骨造 ☐ その他 ()
 【ロ. 階数】 地上 階 地下 階
 【ハ. 敷地面積】 m^2
 【ニ. 建築面積】 m^2
 【ホ. 延べ面積】 m^2

【3. 階別用途別床面積】

	(用途)	(床面積)
【イ. 階別用途別】 (階)	()	(m^2)
	()	(m^2)
(階)	()	(m^2)
	()	(m^2)
(階)	()	(m^2)
	()	(m^2)
(階)	()	(m^2)
	()	(m^2)
(階)	()	(m^2)
	()	(m^2)
【ロ. 用途別】	()	(m^2)
	()	(m^2)

【4. 性能検証法等の適用】

☐ 耐火性能検証法 ☐ 防火区画検証法
☐ 階避難安全検証法 (階) ☐ 全館避難安全検証法
☐ その他 ()

【5. 増築、改築、用途変更等の経過】

昭和・平成	年	月	日	概要 ()
昭和・平成	年	月	日	概要 ()
昭和・平成	年	月	日	概要 ()
昭和・平成	年	月	日	概要 ()

【6. 関連図書の整備状況】

【イ. 確認に要した図書】 ☐ 有 (☐ 各階平面図あり) ☐ 無
 【ロ. 確認済証】 ☐ 有 ☐ 無
 交付番号 昭和・平成 年 月 日 第 号
 交付者 ☐ 建築主事 ☐ 指定確認検査機関 ()
 【ハ. 完了検査に要した図書】 ☐ 有 ☐ 無
 【ニ. 検査済証】 ☐ 有 ☐ 無
 交付番号 昭和・平成 年 月 日 第 号
 交付者 ☐ 建築主事 ☐ 指定確認検査機関 ()
 【ホ. 維持保全に関する準則又は計画】 ☐ 有 ☐ 無
 【ヘ. 前回の調査に関する書類の写し】 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 対象外

【7. 備考】

(注意)

この様式には、第三十六号の二様式に記入した内容と同一の内容を記入してください。なお、第一面の5欄の「ロ」及び「ニ」は第三十六号の二様式第三面の2欄から4欄において指摘があった項目について、第一面の7欄の「ハ」は同様式第四面に記入されたものについて、すべて記入し

第三十六号の二様式（第五条関係）（A 4）

定期調査報告書

（第一面）

建築基準法第12条第1項の規定による定期調査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は、
 事実と相違ありません。

札幌市長

様

平成 年 月 日

報告者氏名

印

調査者氏名

印

【1. 建築物の所管部局】

【イ. 部局名のフリガナ】

【ロ. 部局名】

【ハ. 電話番号】

【2. 施設の運営・管理者】

（指定管理者等）

【イ. 部局名のフリガナ】

【ロ. 部局名】

【ハ. 住所】

【ニ. 電話番号】

【3. 調査者】

（代表となる調査者）

【イ. 資格等】

（ ） 建築士
 特定建築物調査員（ ） 登録第
 第号
 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

（ ） 建築士事務所

（ ） 知事登録第

号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

（その他の調査者）

【イ. 資格等】

（ ） 建築士
 特定建築物調査員（ ） 登録第
 第号
 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

（ ） 建築士事務所

（ ） 知事登録第

号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【4. 報告対象建築物】

【イ. 所在地】

【ロ. 名称のフリガナ】

【ハ. 名称】

【ニ. 用途】

【5. 調査による指摘の概要】

【イ. 指摘の内容】

☐ 要是正の指摘あり（☐ 既存不適格）☐ 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 ☐ 有（平成 年 月に改善予定）☐ 無

【ニ. その他特記事項】

調査等の概要

【1. 調査及び検査の状況】

【イ. 今回の調査】	平成 年 月 日実施	
【ロ. 前回の調査】	☐ 実施 (平成 年 月 日報告)	☐ 未実施
【ハ. 建築設備の検査】	☐ 実施 (平成 年 月 日報告)	☐ 未実施
【ニ. 昇降機等の検査】	☐ 実施 (平成 年 月 日報告)	☐ 未実施
【ホ. 防火設備の検査】	☐ 実施 (平成 年 月 日報告)	☐ 未実施

【2. 調査の状況】

(敷地及び地盤)

【イ. 指摘の内容】	☐ 要是正の指摘あり (☐ 既存不適格)	☐ 指摘なし
【ロ. 指摘の概要】		
【ハ. 改善予定の有無】	☐ 有 (平成 年 月に改善予定)	☐ 無

(建築物の外部)

【イ. 指摘の内容】	☐ 要是正の指摘あり (☐ 既存不適格)	☐ 指摘なし
【ロ. 指摘の概要】		
【ハ. 改善予定の有無】	☐ 有 (平成 年 月に改善予定)	☐ 無

(屋上及び屋根)

【イ. 指摘の内容】	☐ 要是正の指摘あり (☐ 既存不適格)	☐ 指摘なし
【ロ. 指摘の概要】		
【ハ. 改善予定の有無】	☐ 有 (平成 年 月に改善予定)	☐ 無

(建築物の内部)

【イ. 指摘の内容】	☐ 要是正の指摘あり (☐ 既存不適格)	☐ 指摘なし
【ロ. 指摘の概要】		
【ハ. 改善予定の有無】	☐ 有 (平成 年 月に改善予定)	☐ 無

(避難施設等)

【イ. 指摘の内容】	☐ 要是正の指摘あり (☐ 既存不適格)	☐ 指摘なし
【ロ. 指摘の概要】		
【ハ. 改善予定の有無】	☐ 有 (平成 年 月に改善予定)	☐ 無

(その他)

【イ. 指摘の内容】	☐ 要是正の指摘あり (☐ 既存不適格)	☐ 指摘なし
【ロ. 指摘の概要】		
【ハ. 改善予定の有無】	☐ 有 (平成 年 月に改善予定)	☐ 無

【3. 石綿を添加した建築材料の調査状況】

(該当する室)

【イ. 該当建築材料の有無】	☐ 有 (飛散防止措置無) ()	
	☐ 有 (飛散防止措置有) ()	
	☐ 無	

【ロ. 措置予定の有無】	☐ 有 (平成 年 月に改善予定)	☐ 無
--------------	--	----------------------------

【4. 耐震診断及び耐震改修の調査状況】

【イ. 耐震診断の実施の有無】	☐ 有 ☐ 無 (平成 年 月に実施予定)	☐ 対象外
【ロ. 耐震改修の実施の有無】	☐ 有 ☐ 無 (平成 年 月に実施予定)	☐ 対象外

【5. 建築物等に係る不具合等の状況】

【イ. 不具合等】	☐ 有 ☐ 無	
【ロ. 不具合等の記録】	☐ 有 ☐ 無	
【ハ. 改善の状況】	☐ 実施済 ☐ 改善予定 (平成 年 月に改善予定)	☐ 予定なし

【6. 備考】

不具合等を把握した年月	不具合等の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

(注意)

1. 各面共通関係

- ① ※印のある欄は記入しないでください。
- ② 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ③ 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

2. 第一面関係

- ① 報告者又は調査者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- ② 調査者が2人以上のときは、代表となる調査者を調査者氏名欄に記入してください。
- ③ 1欄及び2欄は、所有者又は管理者が法人のときは、「ロ」はそれぞれ法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」はそれぞれ法人の所在地を記入してください。
- ④ 3欄は、代表となる調査者及び当該建築物の調査を行ったすべての調査者について記入してください。当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、その他の調査者欄は削除して構いません。
- ⑤ 3欄の「イ」は、調査者の有する資格について記入してください。調査者が特定建築物調査員である場合は、特定建築物調査員資格者証の交付番号を「特定建築物調査員」の番号欄に記入してください。
- ⑥ 3欄の「ニ」は、調査者が法人に勤務している場合は、調査者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所のときは、事務所登録番号を併せて記入してください。
- ⑦ 3欄の「ホ」から「ト」までは、調査者が法人に勤務している場合は、調査者の勤務先について記入し、調査者が法人に勤務していない場合は、調査者の住所について記入してください。
- ⑧ 第三面の2欄のいずれかの「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、5欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外のときは、「指摘なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面の2欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたものの全てにおいて、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて5欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑨ 5欄の「ロ」は、指摘された事項のうち特に報告すべき事項があれば記入してください。
- ⑩ 5欄の「ハ」は、第三面の2欄のいずれかの「ハ」において改善予定があるとしているときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面の2欄の「ハ」に記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入してください。
- ⑪ 5欄の「ニ」は、指摘された事項以外に特に報告すべき事項があれば記入してください。

3. 第二面関係

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 敷地が複数の地域にまたがるときは、1欄の「イ」は、該当するすべてのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築基準法第22条第1項の規定により地域指定がされている場合、災害危険区域に指定されている場合その他建築基準法又はそれに基づく命令により地域等の指定がされている場合は、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せてその内容を記入して下さい。
- ③ 1欄の「ロ」は、該当する用途地域名を全て記入してください。
- ④ 2欄の「イ」は、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、その他の構造からなる場合には、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて具体的な構造を記入してください。
- ⑤ 3欄の「イ」は、建築基準法別表第一(イ)欄に掲げる用途に供する部分について、最上階から順に記入し、当該用途に供する部分の床面積を記入してください。ただし、特定行政庁が報告の必要がある用途を定めている場合には、その用途について記入して下さい。該当する用途が複数あるときは、それらを全て記入してください。
- ⑥ 3欄の「ロ」は、「イ」の用途ごとに床面積の合計を記入してください。

- ⑦ 4 欄は、建築基準法施行令第108条の3第2項に規定する耐火性能検証法により耐火に関する性能が検証されたときは「耐火性能検証法」のチェックボックスに、同令第108条の3第5項に規定する防火区画検証法により遮炎に関する性能が検証されたときは「防火区画検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が検証されたときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2の2第3項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が検証されたときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「階避難安全検証法」の場合には、併せて階避難安全性能を検証した階を記入してください。建築基準法第68条の26第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。
- ⑧ 5 欄は、前回調査時以降の建築（新築を除く。）、模様替え、修繕又は用途の変更（以下「増築、改築、用途変更等」という。）について、古いものから順に記入し、確認（建築基準法第6条第1項に規定する確認。以下同じ。）を受けている場合は建築確認済証交付年月日を、受けていない場合は増築、改築、用途変更等が完了した年月日を、併せて記入し、それぞれ増築、改築、用途変更等の概要を記入してください。
- ⑨ 6 欄の「イ」は、最近の確認について、当該確認に要した図書の全部又は一部があるときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、そのうち各階平面図のみがあるときは併せて「各階平面図あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑩ 6 欄の「ロ」は、最近の確認に係る確認済証について、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「有」の場合は、確認済証の交付年月日を記入し、交付者に関するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合は、併せてその名称を記入してください。
- ⑪ 6 欄の「ハ」は、直近の完了検査について、当該完了検査に要した図書の全部又は一部があるときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑫ 6 欄の「ニ」は、（注意）⑩に準じて記入してください。
- ⑬ 6 欄の「ホ」は、建築基準法第8条第2項に規定する維持保全に関する準則又は計画について記入してください。
- ⑭ 6 欄の「ヘ」は、前回の定期調査の結果を記録した書類の保存の有無について記入してください。
- ⑮ 建築基準法第86条の8の規定の適用を受けている場合において、7 欄にその旨を記載してください。
- ⑯ ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、7 欄又は別紙に記載して添えてください。
4. 第三面関係
- ① この書類は、建築物ごとに、当該建築物の敷地、構造及び建築設備の状況（別途建築設備の検査を行っている場合は建築設備の設置の状況に係るものに限る。）に関する調査の結果について作成してください。
- ② 1 欄の「イ」は、調査が終了した年月日を記入してください。
- ③ 1 欄の「ロ」から「ニ」までは、報告の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ④ 1 欄の「ハ」及び「ニ」は、直前の報告について、それぞれ記入してください。
- ⑤ 2 欄の「イ」は、調査結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、建築基準法第3条第2項（同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑥ 2 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときを除く。）は、「ロ」に指摘の概要を記入して下さい。
- ⑦ 2 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた当該指摘を受けた項目について改善予定があるときは「ハ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑧ 3 欄は、建築基準法第28条の2の規定の適用を受ける石綿を添加した建築材料について記入してください。「イ」の「有（飛散防止措置無）」又は「有（飛散防止措置有）」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、当該建築材料が確認された室を記入してください。当該建築材料について飛散防止措置を行う予定があるときは、「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて措置予定年月を記入してください。措置を行う予定がないときは、「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑨ 4 欄は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第1項又は第2項に規定する耐震診断又は耐震改修の実施の有無について記入してください。耐震診断又は耐震改修の実施の予定があるときは、実施予定年月を記入し、具体的な耐震改修の内容を定めている場合は別紙に記入し添えてください。
- ⑩ 前回調査時以降に把握した屋根ふき材、内装材、外装材等及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けられたものの脱落、バルコニー、屋上等の手すりその他建築物の部分の脱落、防火設備等の異常動作等（以下、「不具合等」という。）について第四面の「不具合等の概要」欄に記入したときは、5 欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合等について記録が有るときは「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第四面に記入された不具合等のうち当該不具合等を受け既に改善を実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第四面に記入された不具合等のうち改善を行う予定があるものがある場合には「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第四面の「改善（予定）年月」欄に記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入し、これら以外の場合には「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

- ⑪ 各欄に掲げられている項目以外で特に報告すべき事項は、6 欄又は別紙に記入して添えてください。

5. 第四面関係

- ① 第四面は、前回調査時以降に把握した建築物等に係る不具合等のうち第三面の2 欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回調査時以降の不具合等を把握していない場合は、第四面を省略することができます。
- ② 「不具合等を把握した年月」欄は、当該不具合等を把握した年月を記入してください。
- ③ 「不具合等の概要」欄は、当該不具合等の概要を記入してください。
- ④ 「考えられる原因」欄は、当該不具合等が生じた原因として考えられるものを記入してください。
- ⑤ 「改善(予定)年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「－」マークを記入してください。
- ⑥ 「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。

調 査 結 果 図

	番号	調査項目
	1	敷地及び地盤
	(1)	地盤
	(2)	敷地
	(3)から(5)	敷地内の通路
	(6)から(7)	塀等
	(8)から(9)	擁壁
	2	建築物の外部
	(1)から(2)	基礎
	(3)から(4)	土台（木造に限る。）
	(5)から(18)	外壁
	3	屋上及び屋根
	(1)	屋上面の状況
	(2)から(5)	屋上周りの状況（屋上面を除く。）
	(6)から(7)	屋根（屋上面を除く。）
	(8)から(9)	機器及び工作物（冷却等設備、等）
	4	建築物の内部
	(1)から(5)	防火区画
	(6)から(16)	壁の室内に面する部分
	(17)から(22)	床
	(23)から(25)	天井
	(26)から(34)	防火設備
	(35)から(36)	照明器具、懸垂物等
	(37)から(42)	居室の採光及び換気
	(43)から(46)	石綿等を添加した建築材料
	5	避難施設等
	(1)	令第120条第 2 項に規定する通路
	(2)から(3)	廊下
	(4)から(5)	出入口
	(6)	屋上広場
	(7)から(10)	避難上有効なバルコニー
	(11)から(23)	階段
	(24)から(29)	排煙設備等
	(30)から(40)	その他の設備等
	6	その他
	(1)から(4)	特殊な構造等
	(5)	避雷設備
	(6)から(9)	煙突
	7	上記以外の調査項目

注）配置図及び各階平面図を添付し、指摘のあった箇所（特記すべき事項を含む）や撮影した写真の位置等を明記すること。

関係写真

部位	番号	調査項目	調査結果
			☐ 要是正 ☐ その他
写真貼付			特記事項
			
			
			
			
			
			
			
			
			
			
			

部位	番号	調査項目	調査結果
			☐ 要是正 ☐ その他
写真貼付			特記事項
			
			
			
			
			
			
			
			
			
			
			

(注意)

- ① この書類は、調査の結果「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「部位」欄の「番号」、「調査項目」は、それぞれ別記様式の番号、調査項目に対応したものを記入してください。
- ④ 「調査結果」欄は、調査の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

調査結果表

当該調査に 関与した調 査者		氏 名	調査者番号
	代表となる調査者		
	その他の調査者		

番号	調 査 項 目		指摘 なし	調査結果		担当 調査者 番号
				要是正	既 存 不適格	
1	敷地及び地盤					
(1)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況				
(2)	敷地	敷地内の排水の状況				
(3)	敷地内の通路	敷地内の通路の確保の状況				
(4)		有効幅員の確保の状況				
(5)		敷地内の通路の支障物の状況				
(6)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況				
(7)		組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況				
(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況				
(9)		擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況				
2	建築物の外部					
(1)	基礎	基礎の沈下等の状況				
(2)		基礎の劣化及び損傷の状況				
(3)	土台（木造に限る。）	土台の沈下等の状況				
(4)		土台の劣化及び損傷の状況				
(5)	外 壁	外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火対策の状況				
(6)		木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(7)		組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(8)		補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(9)		鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(10)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(11)	外装仕上げ材等	タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況				
(12)		乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況				
(13)		金属系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況				
(14)		コンクリート系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況				
(15)	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況				
(16)		はめ殺し窓のガラスの固定の状況				
(17)	外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況				
(18)		支持部分等の劣化及び損傷の状況				
3	屋上及び屋根					
(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況				
(2)	屋上周り（屋上面を除く。）	バラベットの立上り面の劣化及び損傷の状況				
(3)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況				
(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況				
(5)		排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況				
(6)	屋根（屋上面を除く。）	屋根の防火対策の状況				
(7)		屋根の劣化及び損傷の状況				
(8)	機器及び工作物（冷却等設備、広告塔等）	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況				
(9)		支持部分等の劣化及び損傷の状況				
4	建築物の内部					
(1)	防 火 区 画	令第112条第9項に規定する区画の状況				
(2)		令第112条第1項から第3項まで又は同条第5項から第8項までの各項に規定する区画の状況				
(3)		令第112条第12項又は第13項に規定する区画の状況				
(4)		防火区画の外周部	令第112条第10項に規定する外壁等及び同条第11項に規定する防火設備の処置の状況			
(5)		令第112条第10項に規定する外壁等及び同条第11項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況				
(6)	壁の室内に面する部分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
(7)			組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
(8)			補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
(9)			鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
(10)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
(11)	令第115条の2の2第1項第1号に掲げる基準に適合する準耐火構造の壁、耐火構造の壁又は準耐火構造の壁（防火区画を構成する壁等に限る。）		準耐火性能等の確保の状況			
(12)			部材の劣化及び損傷の状況			
(13)			鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況			
(14)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況			

(15)		令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁	令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁の状況						
(16)		令第129条各項に規定する建築物の壁の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況						
(17)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況						
(18)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況						
(19)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況						
(20)			令第115条の2の2第1項第1号に掲げる準耐火性能等の確保の状況						
(21)		令第129条各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	部材の劣化及び損傷の状況						
(22)	給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況								
(23)	天井		室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況						
(24)		特定天井	室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況						
(25)			特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況						
(26)	防火設備（防火戸、シャッターその他これらに類するものに限る。）		区画に対応した防火設備の設置の状況						
(27)			居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備におけるくぐり戸の設置の状況						
(28)			昭和48年建設省告示第2563号第1第1号口に規定する基準への適合の状況						
(29)			常時閉鎖又は作動をした状態にあるもの以外の防火設備における煙又は熱を感知し自動的に閉鎖又は作動させる装置の設置の状況						
(30)			防火戸の開放方向						
(31)			常閉防火設備の本体と枠の劣化及び損傷の状況						
(32)			常閉防火設備の閉鎖又は作動の状況						
(33)			常閉防火設備の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況						
(34)			常時閉鎖の防火戸の固定の状況						
(35)			照明器具、懸垂物等	照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況					
(36)				防火設備の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況					
(37)			居室の採光及び換気		採光のための開口部の面積の確保の状況				
(38)					採光の妨げとなる物品の放置の状況				
(39)					換気のための開口部の面積の確保の状況				
(40)					換気設備の設置の状況				
(41)					換気設備の作動の状況				
(42)				換気の妨げとなる物品の放置の状況					
(43)	石綿等を添加した建築材料		吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるもの（以下「吹付け石綿等」という。）の使用の状況						
(44)			吹付け石綿等の劣化の状況						
(45)			除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況						
(46)			囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況						
5 避難施設等									
(1)	令第120条第2項に規定する通路		令第120条第2項に規定する通路の確保の状況						
(2)	廊下		幅員の確保の状況						
(3)			物品の放置の状況						
(4)	出入口		出入口の確保の状況						
(5)			物品の放置の状況						
(6)	屋上広場		屋上広場の確保の状況						
(7)	避難上有効なバルコニー		避難上有効なバルコニーの確保の状況						
(8)			手すり等の劣化及び損傷の状況						
(9)			物品の放置の状況						
(10)			避難器具の操作性の確保の状況						
(11)	階段	階段	直通階段の設置の状況						
(12)			幅員の確保の状況						
(13)			手すりの設置の状況						
(14)			物品の放置の状況						
(15)			階段各部の劣化及び損傷の状況						
(16)		屋内に設けられた避難階段	階段室の構造の確保の状況						
(17)		屋外に設けられた避難階段	屋内と階段との間の防火区画の確保の状況						
(18)			開放性の確保の状況						
(19)		特別避難階段	バルコニー又は付室の構造及び面積の確保の状況						
(20)			付室の排煙設備の設置の状況						
(21)			付室の排煙設備の作動の状況						
(22)			付室の外気に向かって開くことができる窓の状況						
(23)			物品の放置の状況						
(24)		排煙壁	防煙区画の設置の状況						
(25)			防煙垂れ壁の劣化及び損傷の状況						
(26)	可動式防煙垂れ壁の作動の状況								
(27)	排煙設備	排煙設備の設置の状況							
(28)		排煙設備の作動の状況							
(29)		自然排煙口の維持保全の状況							
(30)	その他の設備	非常用の進入口等	非常用の進入口等の設置の状況						
(31)			非常用の進入口等の維持保全の状況						
(32)		非常用エレベーター	乗降ロビーの構造及び面積の確保の状況						
(33)			乗降ロビーの排煙設備の設置の状況						
(34)			乗降ロビーの排煙設備の作動の状況						

(35)	等		乗降ロビーの付室の外気に向かって開くことができる窓の状況					
(36)			物品の放置の状況					
(37)			非常用エレベーターの作動の状況					
(38)		非常用の照明装置		非常用の照明装置の設置の状況				
(39)				非常用の照明装置の作動の状況				
(40)				照明の妨げとなる物品の放置の状況				
6	その他							
(1)	等特殊な構造	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況					
(2)			膜張力及びケーブル張力の状況					
(3)		免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）					
(4)			上部構造の可動の状況					
(5)	避雷設備		避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況					
(6)	煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況					
(7)			付帯金物の劣化及び損傷の状況					
(8)		令第138条第1項第1号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況					
(9)			付帯金物の劣化及び損傷の状況					
7	上記以外の調査項目							
特記事項								
番号	調査項目	指摘の具体的内容等		改善策の具体的内容等		改善（予定）年月		

- (注意)
- ① この書類は、特殊建築物等ごとに作成してください。
 - ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
 - ③ 「当該調査に関与した調査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の2の4様式第一面3欄に記入した調査者について記入し、「調査者番号」欄に調査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、その他の調査者欄は削除して構いません。
 - ④ 該当しない調査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当調査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
 - ⑤ 「調査結果」欄は、別表（い）欄に掲げる各調査項目ごとに記入してください。
 - ⑥ 「調査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表（い）欄に掲げる調査項目について（は）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
 - ⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
 - ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
 - ⑨ 「担当調査者番号」欄は、「調査に関与した調査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
 - ⑩ 7「上記以外の調査項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が調査項目を追加したときに、特定行政庁が追加した調査項目を追加し、⑤から⑧に準じて調査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、7は削除して構いません。
 - ⑪ 「特記事項」は、調査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する調査項目の番号、調査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
 - ⑫ 配置図及び各階平面図を別添1の様式に従い添付し、指摘（特記すべき事項を含む）のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記してください。
 - ⑬ 要是正とされた調査項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付してください。

【1. 建築物の所管部局】
【イ. 部局名のフリガナ】
【ロ. 部局名】

【3. 報告対象建築物】
 【イ. 所在地】
 【ロ. 名称のフリガナ】
 【ハ. 名称】
 【ニ. 用途】

【4. 検査による指摘の概要】

【イ. 指摘の内容】 ☐ 要是正の指摘あり（☐ 既存不適格） ☐ 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 ☐ 有（平成 年 月に改善予定） ☐ 無

【ニ. その他特記事項】

【5. 不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 ☐有 ☐無

【ロ. 不具合記録】 ☐有 ☐無

【ハ. 不具合の概要】

【ニ. 改善の状況】 ☐実施済 ☐改善予定（平成 年 月に改善予定）
☐予定なし（理由： ）

【イ. 階数】 地上 階 地下 階
【ロ. 建築面積】 m²
【ハ. 延べ面積】 m²
【ニ. 検査対象建築物設備】 ☐換気設備 ☐排煙設備 ☐非常用の照明装置
☐給水設備及び排水設備

【イ. 確認済証交付年月日】 昭和・平成 年 月 日 第 号
 【ロ. 確認済証交付者】 ☐ 建築主事 ☐ 指定確認検査機関 ()
 【ハ. 検査済証交付年月日】 昭和・平成 年 月 日 第 号
 【ニ. 検査済証交付者】 ☐ 建築主事 ☐ 指定確認検査機関 ()

【イ. 今回の検査】 平成 年 月 日実施
【ロ. 前回の検査】 ☐実施（平成 年 月 日報告） ☐未実施
【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】 ☐有 ☐無

【イ. 資格等】 () 建築士 () 登録第
 建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格等】 () 建築士 () 登録第 号
 建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【イ. 無窓居室】	☐ 自然換気設備 (系統 室)	☐ 機械換気設備 (系統 室)
	☐ 中央管理方式の空気調和設備 (系統 室)	☐ 無
	☐ その他 (系統 室)	☐ 無
【ロ. 火気使用室】	☐ 自然換気設備 (系統 室)	☐ 機械換気設備 (系統 室)
	☐ その他 (系統 室)	☐ 無
	☐ 自然換気設備 (系統 室)	☐ 機械換気設備 (系統 室)
【ハ. 居室等】	☐ 中央管理方式の空気調和設備 (系統 室)	☐ 無
	☐ その他 (系統 室)	☐ 無
	☐ 自然換気設備 (系統 室)	☐ 機械換気設備 (系統 室)
【ニ. 空気調和設備・冷暖房設備】	☐ 個別パッケージ	☐ 全空気 ☐ ヒートポンプ
	☐ ファンコイルユニット併用	☐ その他 ()

【6. 排煙設備の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格等】 () 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格等】 () 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【7. 排煙設備の概要】

【イ. 避難安全検証法】 ☐ 階避難安全検証法 (階) ☐ 全館避難安全検証法 ☐ 適用なし

【ロ. 特別避難階段の付室】 ☐ 吸引式 (区画) ☐ 給気式 (区画) ☐ 無

【ハ. 非常用エレベーターの乗降ロビー】 ☐ 吸引式 (区画) ☐ 給気式 (区画) ☐ 無

【ニ. 居室等】 ☐ 吸引式 (区画) ☐ 給気式 (区画) ☐ 無

【ホ. 予備電源】 ☐ 蓄電池 ☐ 自家用発電装置 ☐ 直結エンジン ☐ 無

【8. 非常用の照明装置の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格等】 () 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格等】 () 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【9. 非常用の照明装置の概要】

【イ. 照明器具】 ☐ 白熱灯 (灯) ☐ 蛍光灯 (灯) ☐ 高輝度放電灯 (灯) ☐ 無
【ロ. 予備電源】 ☐ 蓄電池 (内蔵形) (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)

☐蓄電池（別置形）（居室 灯、廊下 灯、階段 灯）
☐自家用発電装置（居室 灯、廊下 灯、階段 灯）
☐蓄電池（別置形）・自家用発電装置併用（居室 灯、廊下 灯、階段 灯）
☐無

【10. 給水設備及び排水設備の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格等】 () 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【八、氏名】

【二、勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ、郵便番号】

【△. 所在地】

【卜. 電話番号】

【14. 電話留め】
(その他の検査者)

【イ. 資格等】 () 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【八. 氏名】

【二、勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ、郵便番号】

【所在地】

【卜：電話番号】

【11. 給水設備及び排水設備の概要】

【イ. 飲料水の配管設備】 ☐ 給水タンク (基 m3) ☐ 貯水タンク (基 m3)

☐ その他 ()

【口、排水設備】 ☐排水槽 ☐污水槽 ☐雑排水槽 ☐合併槽 ☐雨水槽・湧水槽

☐排水再利用配管設備 ☐その他 ()

【ハ、圧力タンクの有無】 ☐有 ☐無

【二、給湯方式】 ☐ 局所式 ☐ 中央式

【水、湯沸器】 ☐開放式燃燒器 ☐半密閉式燃燒器 ☐密閉式燃燒器

☐ その他 ()

【12. 備考】

(注意)

この様式には、第三十六号の六様式に記入した内容と同一の内容を記入してください。第二面は、第三十六号の六様式第二面において指摘があつた建築設備についてのみ作成し、第一面に添えてください。

第三十六号の六様式（第六条、第六条の二の二関係）（A 4）

定期検査報告書
（建築設備等（昇降機及び遊戯施設を除く。））

（第一面）

建築基準法第12条第3項の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。

札幌市長	様	平成	年	月	日
報告者氏名					印
検査者氏名					印

【1. 建築物の所管部局】 【イ. 部局名のフリガナ】 【ロ. 部局名】 【ハ. 電話番号】	
【2. 施設の運営・管理者】（指定管理者等） 【イ. 部局名のフリガナ】 【ロ. 部局名】 【ハ. 住所】 【ニ. 電話番号】	
【3. 報告対象建築物】 【イ. 所在地】 【ロ. 名称のフリガナ】 【ハ. 名称】 【ニ. 用途】	
【4. 検査による指摘の概要】 【イ. 指摘の内容】 【ロ. 指摘の概要】 【ハ. 改善予定の有無】 【ニ. その他特記事項】	□要是正の指摘あり（□既存不適格） □指摘なし □有（平成 年 月に改善予定） □無

建築設備の状況等

【1. 建築物の概要】

【イ. 階数】 地上 階 地下 階
 【ロ. 建築面積】 m^2
 【ハ. 延べ面積】 m^2
 【ニ. 検査対象建築設備】 ☐換気設備 ☐排煙設備 ☐非常用の照明装置

【2. 確認済証交付年月日等】

【イ. 確認済証交付年月日】 昭和・平成 年 月 日 第 号
 【ロ. 確認済証交付者】 ☐建築主事 ☐指定確認検査機関 ()
 【ハ. 検査済証交付年月日】 昭和・平成 年 月 日 第 号
 【ニ. 検査済証交付者】 ☐建築主事 ☐指定確認検査機関 ()

【3. 検査日等】

【イ. 今回の検査】 平成 年 月 日実施
 【ロ. 前回の検査】 ☐実施 (平成 年 月 日報告) ☐未実施
 【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】 ☐有 ☐無

【4. 換気設備の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格等】 () 建築士 () 登録第 号
 建築設備検査員
 【ロ. 氏名のフリガナ】
 【ハ. 氏名】
 【ニ. 勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格等】 () 建築士 () 登録第 号
 建築設備検査員
 【ロ. 氏名のフリガナ】
 【ハ. 氏名】
 【ニ. 勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【5. 換気設備の概要】

【イ. 無窓居室】 ☐自然換気設備 (系統 室) ☐機械換気設備 (系統 室)
☐中央管理方式の空気調和設備 (系統 室)
☐その他 (系統 室) ☐無
 【ロ. 火気使用室】 ☐自然換気設備 (系統 室) ☐機械換気設備 (系統 室)
☐その他 (系統 室) ☐無
 【ハ. 居室等】 ☐自然換気設備 (系統 室) ☐機械換気設備 (系統 室)
☐中央管理方式の空気調和設備 (系統 室)
☐その他 (系統 室) ☐無
 【ニ. 空気調和設備・冷暖房設備】 ☐個別パッケージ ☐全空気 ☐ヒートポンプ
☐ファンコイルユニット併用 ☐その他 ()
 【ホ. 防火ダンパーの有無】 ☐有 ☐無

【6. 換気設備の検査の状況】

【イ. 指摘の内容】 ☐要是正の指摘あり (☐既存不適格) ☐指摘なし
 【ロ. 指摘の概要】
 【ハ. 改善予定の有無】 ☐有 (平成 年 月に改善予定) ☐無

【7. 換気設備の不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 ☐有 ☐無
 【ロ. 不具合記録】 ☐有 ☐無
 【ハ. 改善の状況】 ☐実施済 ☐改善予定 (平成 年 月に改善予定) ☐予定なし

【8. 排煙設備の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格等】 () 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員 第

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格等】 () 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員 第

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【9. 排煙設備の概要】

【イ. 避難安全検証法】 ☐ 階避難安全検証法 (階) ☐ 全館避難安全検証法 ☐ 適用なし

【ロ. 特別避難階段の付室】 ☐ 吸引式 (区画) ☐ 給気式 (区画)

☐ 加圧式 (区画) ☐ 無

【ハ. 非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビー】 ☐ 吸引式 (区画) ☐ 給気式 (区画)

☐ 加圧式 (区画) ☐ 無

【ニ. 非常用エレベーターの乗降ロビーの用に供する付室】 ☐ 吸引式 (区画) ☐ 給気式 (区画)

☐ 加圧式 (区画) ☐ 無

【ホ. 居室等】 ☐ 吸引式 (区画) ☐ 給気式 (区画) ☐ 無

【ヘ. 予備電源】 ☐ 蓄電池 ☐ 自家用発電装置 ☐ 直結エンジン ☐ 無

【10. 排煙設備の検査の状況】

【イ. 指摘の内容】 ☐ 要是正の指摘あり (☐ 既存不適格) ☐ 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 ☐ 有 (平成 年 月に改善予定) ☐ 無

【11. 排煙設備の不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 ☐ 有 ☐ 無

【ロ. 不具合記録】 ☐ 有 ☐ 無

【ハ. 改善の状況】 ☐ 実施済 ☐ 改善予定 (平成 年 月に改善予定) ☐ 予定なし

【12. 非常用の照明装置の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格等】 () 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員 第

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格等】 () 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員 第

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【13. 非常用の照明装置の概要】

- 【イ. 照明器具】☐白熱灯（ 灯） ☐蛍光灯（ 灯） ☐高輝度放電灯（ 灯） ☐無
【ロ. 予備電源】☐蓄電池（内蔵形）（居室 灯、廊下 灯、階段 灯）
☐蓄電池（別置形）（居室 灯、廊下 灯、階段 灯）
☐自家発電装置（居室 灯、廊下 灯、階段 灯）
☐蓄電池（別置形）・自家発電装置併用（居室 灯、廊下 灯、階段 灯）
☐無

【14. 非常用の照明装置の検査の状況】

- 【イ. 指摘の内容】☐要是正の指摘あり（☐既存不適格） ☐指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

- 【ハ. 改善予定の有無】☐有（平成 年 月に改善予定） ☐無

【15. 非常用の照明装置の不具合の発生状況】

- 【イ. 不具合】☐有 ☐無

- 【ロ. 不具合記録】☐有 ☐無

- 【ハ. 改善の状況】☐実施済 ☐改善予定（平成 年 月に改善予定） ☐予定なし

【16. 給水設備及び排水設備の検査者】

（代表となる検査者）

- 【イ. 資格等】（ ）建築士（ ）登録第 号
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

- 【ニ. 勤務先】（ ）建築士事務所（ ）知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

（その他の検査者）

- 【イ. 資格等】（ ）建築士（ ）登録第 号
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

- 【ニ. 勤務先】（ ）建築士事務所（ ）知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【17. 給水設備及び排水設備の概要】

- 【イ. 飲料水の配管設備】☐給水タンク（ 基 m³） ☐貯水タンク（ 基 m³）

☐その他（ ）

- 【ロ. 排水設備】☐排水槽（☐汚水槽 ☐雑排水槽 ☐合併槽 ☐雨水槽・湧水槽）

☐排水再利用配管設備 ☐その他（ ）

- 【ハ. 圧力タンクの有無】☐有 ☐無

- 【ニ. 給湯方式】☐局所式 ☐中央式

- 【ホ. 湯沸器】☐開放式燃焼器 ☐半密閉式燃焼器 ☐密閉式燃焼器

☐その他（ ）

【18. 給水設備及び排水設備の検査の状況】

- 【イ. 指摘の内容】☐要是正の指摘あり（☐既存不適格） ☐指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

- 【ハ. 改善予定の有無】☐有（平成 年 月に改善予定） ☐無

【19. 給水設備及び排水設備の不具合の発生状況】

- 【イ. 不具合】☐有 ☐無

- 【ロ. 不具合の記録】☐有 ☐無

- 【ハ. 改善の状況】☐実施済 ☐改善予定（平成 年 月に改善予定） ☐予定なし

【20. 備考】

(第三面)

建築設備に係る不具合の状況

【1. 換気設備】

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

【2. 排煙設備】

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

【3. 非常用の照明装置】

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

【4. 給水設備及び排水設備】

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

(注意)

1. 各面共通関係

- ① ※印のある欄は記入しないでください。
- ② 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ③ 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

2. 第一面関係

- ① 報告者又は検査者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- ② 検査者が2人以上のときは、代表となる検査者を検査者氏名欄に記入してください。
- ③ 1欄及び2欄は、所有者又は管理者が法人のときは、「ロ」はそれぞれ法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」はそれぞれ法人の所在地を記入してください。
- ④ 第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄のいずれかの「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合においては、4欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合は、「指摘なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第二面の6欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたものの全てにおいて、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて4欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 4欄の「ロ」は、指摘された事項のうち特に報告すべき事項があれば記入してください。
- ⑥ 4欄の「ハ」は、第二面の6欄、10欄又は14欄のいずれかの「ロ」において改善予定があるとしているときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第二面の6欄、10欄又は14欄の「ロ」に記入されている改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入してください。
- ⑦ 4欄の「ニ」は、指摘された事項以外に特に報告すべき事項があれば記入してください。

3. 第二面関係

- ① この書類は、建築物ごとに、建築設備等の概要及び当該建築設備等の構造方法に係る検査結果について作成してください。
- ② 1欄の「ニ」は、検査対象の建築設備について、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ③ 2欄の「イ」及び「ロ」は、検査対象の建築設備等に関する直前の確認（建築基準法第87条の2及び同法第88条第2項の規定により準用して適用される同法第6条第1項に規定する確認。以下この様式において同じ。）について、「ハ」及び「ニ」は、検査対象の建築設備等に関する直前の完了検査について、それぞれ記入してください。
- ④ 2欄の「ロ」及び「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合には、併せてその名称を記入してください。
- ⑤ 3欄の「イ」は、検査が終了した年月日を記入し、「ロ」は、検査対象の建築設備等に関する直前の報告について記入して下さい。
- ⑥ 3欄の「ロ」は、報告の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑦ 3欄の「ハ」は、前回の定期検査の結果を記録した書類の写しの保存の有無について記入してください。
- ⑧ 4欄から15欄までは、検査の対象となっていない建築設備等の欄には記入する必要はありません。
- ⑨ 4欄、8欄及び12欄は、代表となる検査者並びに検査に係る建築設備に係るすべての検査者について記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ⑩ 4欄、8欄及び12欄の「イ」は、検査者の有する資格等について記入してください。検査者が第4条の20第3項第二号に規定する登録建築設備検査資格者講習又は建築士法施行規則等の一部を改正する省令による改正前の第4条の20第4項に規定する国土交通大臣が指定する建築設備検査資格者として必要な知識及び技能を修得させるための講習を修了した者である場合は、その旨を証する書類に記載された番号を「登録建築設備検査資格者講習を修了した者」の番号欄に記入してください。
- ⑪ 4欄、8欄及び12欄の「ニ」は、検査者が法人に勤務している場合は、検査者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所のときは、事務所登録番号を併せて記入してください。
- ⑫ 4欄、8欄及び12欄の「ホ」から「ト」までは、検査者が法人に勤務している場合は、検査者の勤務先について記入し、検査者が法人に勤務していない場合は検査者の住所について記入してください。
- ⑬ 5欄の「イ」は、換気のための有効な部分の面積が居室の床面積の20分の1未満となる居室について、「ロ」は、建築基準法第28条第3項に規定する居室（特殊建築物の居室を除く。）について記入し、それぞれ該当する室がない場合においては「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「ハ」は、「イ」及び「ロ」以外の居室、廊下及び階段の用に供する部分について記入してください。
- ⑭ 5欄の「ニ」並びに17欄の「イ」、「ロ」及び「ホ」は、それぞれ該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「その他」の場合は併せて具体的な内容を記入してください。
- ⑮ 6欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」は、検査結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該指摘された箇所の全てに建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存

不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

- ⑩ 6 欄、10 欄、14 欄及び18 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）は、「ロ」に指摘の概要を記入してください。
 - ⑪ 6 欄、10 欄、14 欄及び18 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）、当該指摘をうけた項目について改善予定があるときは「ハ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
 - ⑫ 前回検査時以降に把握した火災時の排煙設備不作動等機器の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因するもの（以下、「不具合」という。）について第三面の 1 欄、2 欄、3 欄又は 4 欄の「不具合の概要」欄に記入したときは、7 欄、11 欄、15 欄又は19 欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合について記録が有るときは 7 欄、11 欄、15 欄又は19 欄の「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは 7 欄、11 欄、15 欄又は19 欄の「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面の 1 欄、2 欄、3 欄又は 4 欄に記入された不具合のうち当該不具合を受けた改善を既に実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には 7 欄、11 欄、15 欄又は19 欄の「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面の 1 欄、2 欄、3 欄又は 4 欄に記入された不具合のうち改善を行う予定があるものがある場合には 7 欄、11 欄、15 欄又は19 欄の「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入し、改善の予定がない場合には 7 欄、11 欄、15 欄又は19 欄の「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
 - ⑬ 9 欄の「イ」は、建築基準法施行令第129条の 2 第 3 項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が確かめられた建築物のときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令29条の 2 の 2 第 3 項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が確かめられた建築物のときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「階避難安全検証法」の場合には、併せて階避難安全性能を確かめた階を記入してください。
 - ⑭ 9 欄の「ロ」及び「ハ」は、それぞれ該当する室がないときに「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「ニ」は、「ロ」及び「ハ」以外の居室、廊下及び階段の用に供する部分について記入してください。
 - ⑮ 各欄に掲げられている項目以外で特に報告すべき事項は、16 欄又は別紙に記載して添えてください。
4. 第三面関係
- ① 第三面の 1 欄、2 欄、3 欄又は 4 欄は、前回検査時以降に把握した建築設備に係る不具合のうち第二面の 6 欄、10 欄、14 欄又は18 欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回検査時以降不具合を把握していない場合は、第三面を省略することができます。
 - ② 「不具合を把握した年月」欄は、当該不具合を把握した年月を記入してください。
 - ③ 「不具合の概要」欄は、当該不具合の箇所を特定した上で、当該不具合の具体的内容を記入してください。
 - ④ 「考えられる原因」欄は、当該不具合が生じた原因として主として考えられるものを記入してください。ただし、当該不具合が生じた原因が不明な場合は「不明」と記入してください。
 - ⑤ 「改善(予定)年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「ー」を記入してください。
 - ⑥ 「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してくだ

検 査 結 果 図

注) 配置図及び各階平面図を添付し、指摘のあった箇所（特記すべき事項を含む）や撮影した写真の位置等を明記すること。

部 位	番号	検査項目等	検査結果
			☐ 要是正 ☐ その他
写真貼付			特記事項

部 位	番号	検査項目等	検査結果
			☐ 要是正 ☐ その他
写真貼付			特記事項

(注意)

- ① この書類は、検査の結果「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目等について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目等についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目等がない場合は、この書類は省略しても構いません。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「部位」欄の「番号」、「検査項目等」は、それぞれ別記第一号様式から第四号様式の番号、検査項目等に対応したものを記入してください。
- ④ 「検査結果」欄は、検査の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

(換氣設備)

当該検査に 関与した 検査者		氏 名	検査者番号
	代表となる検査者		
	その他の検査者		

番号	検査項目等	検査結果			担当 検査者 番号
		指摘 なし	要是正	既 存 不適格	
1	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）				
(1)	機械換気設備	機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の外観	外気取り入れ口及び排気口への雨水等の防止措置の状況		
(2)			外気取り入れ口及び排気口の取付けの状況		
(3)			各室の給気口及び排気口の設置位置		
(4)			給気口、排気口及び居室内の空気を取り入れ口の取付けの状況		
(5)			風道の取付けの状況		
(6)			風道の材質		
(7)			給気機及び排気機の設置の状況		
(8)			換気扇による換気の状況		
(9)		機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の性能	各系統の換気量		
(10)			各室の換気量		
(11)			中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況		
(12)	中央管理方式の空気調和設備	空気調和設備の主要機器及び配管の外観	空気調和設備の設置の状況		
(13)			空気調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況		
(14)			空気調和設備の運転の状況		
(15)			空気ろ過器の点検口		
(16)			冷却塔と建築物の他の部分との離隔距離		
(17)		空気調和設備の性能	各室内の温度		
(18)			各室内の相対湿度		
(19)			各室の浮遊粉じん量		
(20)			各室の一酸化炭素含有率		
(21)			各室の二酸化炭素含有率		
(22)			各室の気流		
(23)			各室の吹き出し空気の分配の状況		

2	換気設備を設けるべき調理室等
---	----------------

(1)	自然換気設備及び機械換気設備	排気筒、排気フード及び煙突の材質				
(2)		排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況				
(3)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の大きさ				
(4)		給気口、排気口及び排気フードの位置				
(5)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の機能確保の状況				
(6)		排気筒及び煙突の断熱の状況				
(7)		排気筒及び煙突と可燃物、電線等との離隔距離				
(8)		煙突等への防火ダンパー、風道等の設置の状況				
(9)	自然換気設備	煙突の先端の立ち上がりの状況（密閉型燃焼器具の煙突を除く。）				
(10)	機械換気設備	排気筒に設ける防火ダンパーの設置の状況				
(11)		換気扇による換気の状況				
(12)		給気機又は排気機の設置の状況				
(13)		機械換気設備の換気量				

3 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室

(1)	防火ダンパー等	防火ダンパーの設置の状況				
(2)		防火ダンパーの取付けの状況				
(3)		防火ダンパーの作動の状況				
(4)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況				
(5)		防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無				
(6)		防火ダンパーの温度ヒューズ				
(7)		防火区画の貫通措置の状況				
(8)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の位置				
(9)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況				

4	上記以外の検査項目等
---	------------

1	2020-01-01	2020-01-01	2020-01-01	2020-01-01	2020-01-01

特記事項

番号	検査項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の4様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ④ 検査対象建築物に換気設備がない場合は、この様式は省略して構いません。
- ⑤ 該当しない検査項目等がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑥ 「検査結果」欄は、別表第一(ろ)欄に掲げる各検査事項ごとに記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第一(ろ)欄に掲げる検査事項について同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑦に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑪ 1(9)から(11)「居室等の機械換気設備の性能(中央管理方式の空気調和設備を含む)」については、法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)の換気状況評価表(別表1)を添付してください。
- ⑫ 2(10)から(12)「機械換気設備」については、換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表(別表2)を添付してください。
- ⑬ 4「上記以外の調査項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第2第2項に規定する図書に記載されている検査項目等を追加し、⑥から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、4は削除して構いません。
- ⑭ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目等の番号、検査項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- ⑮ 要是正とされた検査項目等(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添の様式に従い添付してください。

検査結果表
(排煙設備)

当該検査に関与した検査者		氏 名	検査者番号
	代表となる検査者		
	その他の検査者		

番号	検 査 項 目 等			検査結果			担当 検査者 番号
				指摘 なし	要是正	既 存 不適格	
1	令第123条第3項第1号に規定する付室、令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビー、令第126条の2第1項に規定する居室等						
(1)	排煙機	排煙機の外観	排煙機の設置の状況				
(2)			排煙風道との接続の状況				
(3)			排煙口の設置の状況				
(4)			排煙口の周囲の状況				
(5)			屋外に設置された排煙口への雨水等の防止措置の状況				
(6)		排煙機の性能	排煙口の開放と連動起動の状況				
(7)			作動の状況				
(8)			電源を必要とする排煙機の予備電源による作動の状況				
(9)			排煙機の排煙風量				
(10)			中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況				
(11)	その他	機械排煙設備の排煙口の外観	排煙口の位置				
(12)			排煙口の周囲の状況				
(13)			排煙口の取付けの状況				
(14)			手動開放装置の設置の状況				
(15)			手動開放装置操作方法の表示の状況				
(16)		機械排煙設備の排煙口の性能	手動開放装置による開放の状況				
(17)			排煙口の開放の状況				
(18)			排煙口の排煙風量				
(19)			中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況				
(20)			煙感知器による作動の状況				
(21)		機械排煙設備の排煙風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	排煙風道の劣化及び損傷の状況				
(22)			排煙風道の取付けの状況				
(23)			排煙風道の材質				
(24)			防火区画及び防煙壁の貫通措置の状況				
(25)			排煙風道と可燃物、電線等との離隔距離及び断熱の状況				
(26)		防火ダンパー	防火ダンパーの取付けの状況				
(27)			防火ダンパーの作動の状況				
(28)			防火ダンパーの劣化及び損傷の状況				
(29)			防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無				
(30)			防火ダンパーの温度ヒューズ				
(31)			防火区画の貫通措置の状況				
(32)			連動型防火ダンパーの熱感知器の位置				
(33)			連動型防火ダンパーの熱感知器との連動の状況				
(34)		特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の外観	排煙口及び給気口の大きさ及び位置				
(35)			排煙口及び給気口の周囲の状況				
(36)			排煙口及び給気口の取付けの状況				
(37)			手動開放装置の設置の状況				
(38)			手動開放装置操作方法の表示の状況				
(39)		特殊な構造の排煙設備の排煙口の性能	排煙口の排煙風量				
(40)			中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況				
(41)			煙感知器による作動の状況				
(42)		特殊な構造の排煙設備の給気風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	給気風道の劣化及び損傷の状況				
(43)			給気風道の材質				
(44)			給気風道の取付けの状況				
(45)		特殊な構造の排煙設備の給気送風機の外観	防火区画及び防煙壁の貫通措置の状況				
(46)	給気送風機の設置の状況						
(47)	給気風道との接続の状況						
(48)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能	排煙口の開放と連動起動の状況					
(49)		作動の状況					
(50)		電源を必要とする排煙設備給気送風機の予備電源による作動の状況					
(51)		給気送風機の排煙風量					
(52)		中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況					
(53)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の吸込口	吸込口の設置位置					
(54)		吸込口の周囲の状況					
(55)		屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況					
2	令第123条第3項第1号に規定する付室及び令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビー						
(1)	令第123条第3項第1号に規定する付室及び令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口		排煙機、排煙口及び給気口の作動の状況				
(2)			給気口の周囲の状況				

3 令第126条の2第1項に規定する居室等					
(1)	可動防煙壁	手動降下装置の作動の状況			
(2)		手動降下装置による連動の状況			
(3)		煙感知器による連動の状況			
(4)		可動防煙壁の材質			
(5)		可動防煙壁の防煙区画			
(6)		中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況			
4 予備電源					
(1)	自家用発電装置	自家用発電装置の外観	自家用発電機室の防火区画の貫通措置の状況		
(2)			発電機の発電容量		
(3)			発電機及び原動機の状況		
(4)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況		
(5)			空気槽の圧力		
(6)			セル始動用蓄電池の電解液及び電気ケーブルの接続の状況		
(7)			燃料及び冷却水の漏洩の状況		
(8)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況		
(9)			自家用発電装置の取付けの状況		
(10)			屋内設置の場合の給排気の状況		
(11)			接地線の接続の状況		
(12)			絶縁抵抗		
(13)		自家用発電装置の性能	電源の切替えの状況		
(14)			始動及び停止の状況		
(15)			運転の状況		
(16)			排気の状況		
(17)			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況		
(18)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況		
(19)	エンジン直結の排煙機	直結エンジンの外観	直結エンジンの設置の状況		
(20)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況		
(21)			セル始動用蓄電池の電解液及び電気ケーブルの接続の状況		
(22)			給気管及び排気管の取付けの状況		
(23)			Vベルト		
(24)			接地線の接続の状況		
(25)			絶縁抵抗		
(26)		直結エンジンの性能	始動及び停止の状況		
(27)			運転の状況		
(28)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況		
5 上記以外の検査項目等					
特記事項					
番号	検査項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月	

- (注意)
- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
 - ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
 - ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の4様式第二面8欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
 - ④ 検査対象建築物に排煙設備がない場合は、この様式は省略して構いません。
 - ⑤ 該当しない検査項目等がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
 - ⑥ 「検査結果」欄は、別表第二（ろ）欄に掲げる各検査事項ごとに記入してください。
 - ⑦ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第二（ろ）欄に掲げる検査事項について同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
 - ⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑦に該当しない場合に○印を記入してください。
 - ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
 - ⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
 - ⑪ 1(6)から(10)「排煙機の性能」、1(16)から(20)「機械排煙設備の排煙口の性能」、1(39)から(41)「特殊な構造の排煙設備の排煙口の性能」及び1(48)から(52)「特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能」については、排煙風量測定記録表（別表3）を添付してください。
 - ⑫ 5「上記以外の調査項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第2第2項に規定する図書に記載されている検査項目等を追加し、⑥から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、5は削除して構いません。
 - ⑬ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあって特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目等の番号、検査項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
 - ⑭ 要是正とされた検査項目等（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添の様式に従い添付してください。

検査結果表
(非常用の照明装置)

当該検査に関与した検査者		氏 名	検査者番号
	代表となる検査者		
	その他の検査者		

番号	検 査 項 目 等		指摘 なし	検査結果		担当 検査者 番号	
				要是正	既 存 不適格		
1	照明器具						
(1)	非常用の照 明器具	使用電球、ランプ等					
		照明器具の取付状況					
2	電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置						
(1)	予備電源	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況					
(2)		予備電源の性能					
(3)	照度	照度の状況					
(4)	分電盤	非常用電源分岐回路の表示の状況					
(5)	配線	配電管等の防火区画貫通措置の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）					
3	電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置						
(1)	配線	照明器具の取付状況及び配線の接続の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）					
(2)		電気回路の接続の状況					
(3)		接続部（ただし幹線分岐及びボックス内に限る。）の耐熱処理の状況					
(4)		予備電源から非常用の照明器具間の耐熱配線処理の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）					
(5)	切替回路	常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況					
(6)		蓄電池設備と自家用発電装置併用の場合の切替えの状況					
4	電池内蔵形の蓄電池						
(1)	配線及び充 電ランプ	充電ランプの点灯の状況					
(2)		誘導灯及び非常用照明兼用器具の専用回路の確保の状況					
5	電源別置形の蓄電池						
(1)	蓄電池	蓄電池室の外観	蓄電池室の防火区画等の貫通措置の状況				
(2)			換気の状態				
(3)			蓄電池の設置の状況				
(4)	蓄電池の性能		電圧				
(5)			電解液比重				
(6)			電解液の温度				
(7)	充電器		充電器室の防火区画等の貫通措置の状況				
(8)			キュービクルの取付けの状況				
6	自家用発電装置						
(1)	自家用発電 装置	自家用発電装置の外 観	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況				
(2)			発電機の発電容量				
(3)			発電機及び原動機の状態				
(4)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況				
(5)			空気槽の圧力				
(6)			セル始動用蓄電池の電解液及び電気ケーブルの接続の状況				
(7)			燃料及び冷却水の漏洩の状況				
(8)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況				
(9)			自家用発電装置の取付けの状況				
(10)			給排気の状態（屋内に設置されている場合に限る。）				
(11)			接地線の接続の状況				
(12)			絶縁抵抗				
(13)		自家用発電装置の性 能		電源の切替えの状況			
(14)				始動及び停止の状況			
(15)				音、振動等の状況			
(16)				排気の状態			
(17)				コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況			
7	上記以外の検査項目等						

特記事項

番号	検査項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の4様式第二面12欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ④ 該当しない検査項目等がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑤ 「検査結果」欄は、別表第三(ろ)欄に掲げる各検査事項ごとに記入してください。
- ⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第三(ろ)欄に掲げる検査事項について同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑩ 2(3)「照度」については、非常用の照明装置の照度測定表(別表4)を添付してください。
- ⑪ 7「上記以外の調査項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第2第2項に規定する図書に記載されている検査項目等を追加し、⑥から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、7は削除して構いません。
- ⑫ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にであっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目等の番号、検査項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- ⑬ 要是正とされた検査項目等(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添の様式に従い添付してください。

当該検査に関与した検査者		氏 名	検査者番号
	代表となる検査者		
	その他の検査者		

[illegible]

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の4様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ④ 該当しない検査項目等がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑤ 「検査結果」欄は、別表第一(ろ)欄に掲げる各検査事項ごとに記入してください。
- ⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第一(ろ)欄に掲げる検査事項について同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑩ 4「上記以外の調査項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第2第2項に規定する図書に記載されている検査項目等を追加し、⑥から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、4は削除して構いません。
- ⑪ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目等の番号、検査項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- ⑫ 要是正とされた検査項目等(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添の様式に従い添付してください。

換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表 (A4)

様式2-7

[illegible]

注1) 測定風速欄には、原則的に測定した箇所の平均風速を記入する。

注2) この用紙で不足する場合は、別の用紙を作成して下さい。

排煙風量測定記録表（A 4）

様式2-8

測定年月日		測定機器 メーカー名		型式番号等			
1	排煙機系統(機器番号等)		排煙機銘板表示	排煙機の規定風量			
				最大防煙区画面積 $\text{m}^2 \times 1 \text{ or } 2 = \text{m}^3/\text{min}$			
2	排 煙 口					判 定	
	階	室 名	排煙口面積 (m^2)	測定風速 (m/s)	測定風量 (m^3/min)		規定風量 (m^3/min)
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
3	排 煙 機					判 定	
	排煙機 (番号等)	煙排出口面積 (m^2)	測定風速 (m/s)	測定風量 (m^3/min)	規定風量 (m^3/min)		
							指摘なし・要是正
4	直結エンジン（内燃エンジン）の有無	予備電源又は直結エンジン切り替え					
	有 ・ 無	指摘なし・要是正					
5	排煙口配置・系統図（排煙機と排煙口の対応関係がわかる図を記入すること）						

- 注1) 測定風速欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。
- 注2) 原則として、排煙口の風量測定結果により判定を行うが、当該室の諸事情により測定を行うことが困難な場合は、当該排煙機の同一排煙系統で最大防煙区画面積に相当するエントランス、廊下、休止中の会議室等の排煙口を開放した後、排煙機の煙排出口風量のみを測定し判定を行う。
- 注3) 自主点検等による排煙風量測定記録がある場合は、実施時期、測定方法、測定値等が適正であるか否かを判定すること。

様式2-9

測定年月日	測定機器 メーカー名	型式番号等	
光源の種類	最低照度の測定場所		判定
	階	部屋・廊下等	
白熱灯			指摘なし・要是正
蛍光灯			指摘なし・要是正
高輝度放電灯			指摘なし・要是正

(別紙)

[illegible]

注1) 測定位置欄には、例示として次のように「出入口付近」、「右壁中央付近」等と明記する。

注2) 光源の種類欄には、白熱灯、蛍光灯、高輝度放電灯の別及び電池内蔵のものにあつては、(内)と付す。

注3) この用紙で不足する場合は、別の用紙を作成して下さい。

定期検査報告概要書 (防火設備)

(第一面)

- 【1. 建築物の所管部局】
【イ. 部局名のフリガナ】
【ロ. 部局名】

- 【2. 施設の運営・管理者】
 【イ. 部局名のフリガナ】
 【ロ. 部局名】
 【ハ. 住所】

- 【3. 報告対象建築物】
 【イ. 所在地】
 【ロ. 名称のフリガナ】
 【ハ. 名称】
 【ニ. 用途】

- 【4. 検査による指摘の概要】
- 【イ. 指摘の内容】 ☐ 要是正の指摘あり（☐ 既存不適格） ☐ 指摘なし
- 【ロ. 指摘の概要】
- 【ハ. 改善予定の有無】 ☐ 有（平成 年 月に改善予定） ☐ 無
- 【ニ. その他特記事項】

- 【5. 不具合の発生状況】
- 【イ. 不具合】 ☐有 ☐無
- 【ロ. 不具合記録】 ☐有 ☐無
- 【ハ. 不具合の概要】
- 【ニ. 改善の状況】 ☐実施済 ☐改善予定（平成 年 月に改善予定）
☐予定なし（理由： ）

【イ. 階数】	地上	階	地下	階
【ロ. 建築面積】			m ²	
【ハ. 延べ面積】			m ²	

【イ. 確認済証交付年月日】 昭和・平成 年 月 日 第 号
 【ロ. 確認済証交付者】 ☐ 建築主事 ☐ 指定確認検査機関 ()
 【ハ. 検査済証交付年月日】 昭和・平成 年 月 日 第 号
 【ニ. 検査済証交付者】 ☐ 建築主事 ☐ 指定確認検査機関 ()

【イ. 今回の検査】 平成 年 月 日実施
 【ロ. 前回の検査】 ☐実施（平成 年 月 日報告） ☐未実施
 【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】 ☐有 ☐無

【卜. 電話番号】

☐ その他 (台)

【ハ、改善予定の有無】 ☐ 有（平成 年 月に改善予定） ☐ 無

【7. 防火設備の不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 ☐有 ☐無

【ロ. 不具合記録】 ☐有 ☐無

【ハ. 改善の状況】 ☐実施済 ☐改善予定（平成 年 月に改善予定）
☐予定なし

【8. 備考】

定期検査報告書
(防火設備)

(第一面)

建築基準法第12条第3項の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。

札幌市長

様

平成 年 月 日

報告者氏名 印

検査者氏名 印

【1. 建築物の所管部局】

【イ. 部局名のフリガナ】

【ロ. 部局名】

【ハ. 電話番号】

【2. 施設の運営・管理者】

(指定管理者等)

【イ. 部局名のフリガナ】

【ロ. 部局名】

【ハ. 住所】

【ニ. 電話番号】

【3. 報告対象建築物】

【イ. 所在地】

【ロ. 名称のフリガナ】

【ハ. 名称】

【ニ. 用途】

【4. 検査による指摘の概要】

【イ. 指摘の内容】 ☐ 要是正の指摘あり (☐ 既存不適格) ☐ 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 ☐ 有 (平成 年 月に改善予定) ☐ 無

【ニ. その他特記事項】

防火設備の状況等

【1. 建築物の概要】

【イ. 階数】 地上 階 地下 階
 【ロ. 建築面積】 m²
 【ハ. 延べ面積】 m²

【2. 確認済証交付年月日等】

【イ. 確認済証交付年月日】 昭和・平成 年 月 日 第 号
 【ロ. 確認済証交付者】 ☐ 建築主事 ☐ 指定確認検査機関 ()
 【ハ. 検査済証交付年月日】 昭和・平成 年 月 日 第 号
 【ニ. 検査済証交付者】 ☐ 建築主事 ☐ 指定確認検査機関 ()

【3. 検査日等】

【イ. 今回の検査】 平成 年 月 日実施
 【ロ. 前回の検査】 ☐ 実施 (平成 年 月 日報告) ☐ 未実施
 【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】 ☐ 有 ☐ 無

【4. 防火設備の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格等】 () 建築士 () 登録第 号
 建築設備検査員

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格等】 () 建築士 () 登録第 号
 建築設備検査員

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【5. 防火設備の概要】

【イ. 避難安全検証法の適用】

☐ 階避難安全検証法 (階)☐ 全館避難安全検証法☐ その他 ()

【ロ. 防火設備】

☐ 防火扉 (枚) ☐ 防火シャッター (枚)☐ 耐火クロススクリーン (枚) ☐ ドレンチャージャー (台)☐ その他 (台)

【6. 防火設備の検査の状況】

【イ. 指摘の内容】 ☐ 要是正の指摘あり (☐ 既存不適格) ☐ 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 ☐ 有 (平成 年 月に改善予定) ☐ 無

【7. 防火設備の不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 ☐ 有 ☐ 無【ロ. 不具合記録】 ☐ 有 ☐ 無【ハ. 改善の状況】 ☐ 実施済 ☐ 改善予定 (平成 年 月に改善予定)☐ 予定なし

【8. 備考】

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

(注意)

1. 各面共通関係

- ① ※印のある欄は記入しないでください。
- ② 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ③ 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

2. 第一面関係

- ① 報告者又は検査者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- ② 検査者が2人以上のときは、代表となる検査者を検査者氏名欄に記入してください。
- ③ 1欄及び2欄は、所有者又は管理者が法人のときは、「ロ」はそれぞれ法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」はそれぞれ法人の所在地を記入してください。
- ④ 第二面の6欄の「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合においては、4欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外のときは、「指摘なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第二面の6欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたものの全てにおいて、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて4欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 4欄の「ロ」は、指摘された事項のうち特に報告すべき事項があれば記入してください。
- ⑥ 4欄の「ハ」は、第二面の6欄の「ロ」において改善予定があるとしているときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第二面の6欄の「ロ」に記入されている改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入してください。
- ⑦ 4欄の「ニ」は、指摘された事項以外に特に報告すべき事項があれば記入してください。

3. 第二面関係

- ① この書類は、建築物ごとに、防火設備等の概要及び当該防火設備等の構造方法に係る検査結果について作成してください。
- ② 2欄の「イ」及び「ロ」は、検査対象の防火設備等に関する直前の確認（建築基準法第87条の2及び同法第88条第2項の規定により準用して適用される同法第6条第1項に規定する確認。以下この様式において同じ。）について、「ハ」及び「ニ」は、検査対象の建築設備等に関する直前の完了検査について、それぞれ記入してください。
- ③ 2欄の「ロ」及び「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合には、併せてその名称を記入してください。
- ④ 3欄の「イ」は、検査が終了した年月日を記入し、「ロ」は、検査対象の防火設備等に関する直前の報告について記入して下さい。
- ⑤ 3欄の「ロ」は、報告の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑥ 3欄の「ハ」は、前回の定期検査の結果を記録した書類の写しの保存の有無について記入してください。
- ⑦ 4欄は、代表となる検査者並びに検査に係る防火設備に係るすべての検査者について記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ⑧ 4欄の「イ」は、検査者の有する資格等について記入してください。点検者が防火設備検査員である場合は、防火設備検査員資格者証の交付番号を「防火設備検査員」の番号欄に記入してください。
- ⑨ 4欄の「ニ」は、検査者が法人に勤務している場合は、検査者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所のときは、事務所登録番号を併せて記入してください。
- ⑩ 4欄の「ホ」から「ト」までは、検査者が法人に勤務している場合は、検査者の勤務先について記入し、検査者が法人に勤務していない場合は検査者の住所について記入してください。
- ⑪ 5欄の「イ」は、建築基準法施行令第129条第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安

全性能が確かめられた建築物のときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令129条の2第3項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が確かめられた建築物のときは「全館避難安全性能法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「階避難安全検証法」の場合には、併せて階避難安全性能を確かめた階を記入してください。建築基準法第38条（同法第67条の2、第67条の4及び第88条第1項において準用する場合も含む。）の規定による特殊構造方法認定、同法第68条の25第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。

- ⑫ 5 欄の「ロ」は、点検対象の防火設備について。チェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、防火扉、防火シャッター、耐火クロススクリーンについては、個々の扉又はカーテン部ごとにその枚数を計上し、その合計を記入してください。ドレンチャーについては、散水ヘッドの合計の個数を記入してください。「その他」の場合は具体的な内容と台数を記入してください。
- ⑬ 6 欄の「イ」は、点検結果において、是正が必要と認められるときは、「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該指摘された箇所の全てに建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであると確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑭ 6 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れた場合を除く。）は、「ロ」に指摘の概要を記入してください。指摘の概要を記入する場合にあっては、当該防火設備が設置されている区画の概要を明記してください。
- ⑮ 6 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）、当該指摘をうけた項目について改善予定があるときは「ハ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑯ 前回検査時以降に把握した火災時の防火設備不作動等機器の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因するもの（以下、「不具合」という。）について第三面の「不具合の概要」欄に記入したときは、7 欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合について記録が有るときは7 欄の「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは7 欄の「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面に記入された不具合のうち当該不具合を受けた改善を既の実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には7 欄の「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面に記入された不具合のうち改善を行う予定があるものがある場合には7 欄の「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入し、改善の予定がない場合には7 欄の「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑰ 各欄に掲げられている項目以外で特に報告すべき事項は、8 欄又は別紙に記載して添えてください。

4. 第三面関係

- ① 第三面は、前回検査時以降に把握した防火設備に係る不具合のうち第二面の6 欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回検査時以降不具合を把握していない場合は、第三面を省略することができます。
- ② 「不具合を把握した年月」欄は、当該不具合を把握した年月を記入してください。
- ③ 「不具合の概要」欄は、当該不具合の箇所を特定した上で、当該不具合の具体的内容を記入してください。
- ④ 「考えられる原因」欄は、当該不具合が生じた原因として主として考えられるものを記入してください。ただし、当該不具合が生じた原因が不明な場合は「不明」と記入してください。
- ⑤ 「改善(予定)年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「ー」を記入してください。
- ⑥ 「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理

検 査 結 果 図

注) 配置図及び各階平面図を添付し、指摘のあった箇所（特記すべき事項を含む）や撮影した写真の位置等を明記すること。

関係写真

様式3-4

部 位	番号	検査項目等	検査結果
			☐ 要是正 ☐ その他
写真貼付			特記事項

部 位	番号	検査項目等	検査結果
			☐ 要是正 ☐ その他
写真貼付			特記事項

(注意)

- ① この書類は、検査の結果「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目等について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目等についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目等がない場合は、この書類は省略しても構いません。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「部位」欄の「番号」、「検査項目等」は、それぞれ別記第一号様式から第四号様式の番号、検査項目等に対応したものを記入してください。
- ④ 「検査結果」欄は、検査の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

検査結果表
(防火扉)

点検者		氏 名		検査者番号	
		代表となる点検者			
		その他の点検者			

番号	検 査 項 目 等		点検結果			備考		
			指摘 なし	要是正	既 存 不適格			
(1)	防 火 扉	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況					
(2)		扉、枠及び金物	扉の取付けの状況					
(3)			扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況					
(4)		危害防止装置	作動の状況					
(5)	連 動 機 構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置					
(6)			感知の状況					
(7)		温度ヒューズ装置	設置の状況					
(8)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況					
(9)				結線接続の状況				
(10)				接地の状況				
(11)				予備電源への切り替えの状況				
(12)			連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況				
(13)				容量の状況				
(14)		自動閉鎖装置		設置の状況				
(15)				再ロック防止機構の作動の状況				
(16)		総合的な作動の状況		防火扉の閉鎖の状況				
(17)			防火区画の形成の状況					

上記以外の検査項目

特記事項

番号	検査項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月

- (注意)
- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
 - ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
 - ③ 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
 - ④ 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「備考」欄までを取消線で抹消してください。
 - ⑤ 「点検結果」欄は、表2-2-3(1/4) (イ) 欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。
 - ⑥ 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、表2-2-3(1/4) (イ) 欄に掲げる点検項目について同表 (ロ) 欄に掲げる点検事項のいずれかが同表 (に) 欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
 - ⑦ 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
 - ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「上記以外の点検項目」欄は、H28告示第723号第一ただし書の規定により特定行政庁が点検項目を追加したときに、当該点検項目を追加し、⑤から⑧に準じて点検結果等を記入してください。また、同告示第一第2項の規定により同項に規定する図書等に点検の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている点検項目を追加し、⑤から⑧に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
- ⑩ 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあって特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ⑪ 各階平面図を別添の様式に従い添付し、防火扉の設置されている箇所及び指摘（特記すべき事項を含む）のあった箇所を明記してください。
- ⑫ 要是正とされた点検項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真と撮影した写真の位置を別添の様式に従い添付してください。

検査結果表
(防火シャッター)

点検者		氏 名	検査者番号		
	代表となる点検者				
	その他の点検者				

番号	検査項目等	指摘 なし	点検結果		備考
			要是正	既 存 不適格	
(1)	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況			
(2)	防火 シャ ッター	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況※			
(3)		駆動装置	スプロケットの設置の状況※		
(4)		軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況※			
(5)		ローラチェーン又はワイヤーロープの劣化及び損傷の状況			
(6)		カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況		
(7)		吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況			
(8)	ケース	劣化及び損傷の状況			
(9)	まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況			
(10)	危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況			
(11)		危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況			
(12)		危害防止装置用予備電源の容量の状況			
(13)		座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況			
(14)		作動の状況			
(15)	連 動 機 構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置		
(16)			感知の状況		
(17)		温度ヒューズ装置	設置の状況		
(18)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況		
(19)			結線接続の状況		
(20)			接地の状況		
(21)			予備電源への切り替えの状況		
(22)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況		
(23)			容量の状況		
(24)		自動閉鎖装置	設置の状況		
(25)		手動閉鎖装置	設置の状況		
(26)	総合的な作動の状況	防火シャッターの閉鎖の状況			
(27)		防火区画の形成の状況			
上記以外の検査項目等					
特記事項					
番号	検査項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等		改善（予定）年月

- (注意)
- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
 - ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
 - ③ 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
 - ④ 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「備考」欄までを取消線で抹消してください。
 - ⑤ 「点検結果」欄は、表2-2-3(2/4) (イ) 欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。
 - ⑥ 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、表2-2-3(2/4) (イ) 欄に掲げる点検項目について同表 (ロ) 欄に掲げる点検事項のいずれかが同表 (ニ) 欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
 - ⑦ 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
 - ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
 - ⑨ ※欄は、日常的に開閉するものについてのみ記入してください。
 - ⑩ 「上記以外の点検項目」欄は、H28告示第723号第一ただし書の規定により特定行政庁が点検項目を追加したときに、当該点検項目を追加し、⑤から⑨に準じて点検結果等を記入してください。また、同告示第一第2項の規定により同項に規定する図書等に点検の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている点検項目を追加し、⑤から⑨に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。

- 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ⑪
- ⑫ 各階平面図を別添の様式に従い添付し、防火シャッターの設置されている箇所及び指摘（特記すべき事項を含む）のあった箇所を明記してください。
- ⑬ 要是正とされた点検項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真と撮影した写真の位置を別添の様式に従い添付してください。

検査結果表
(耐火クロススクリーン)

点検者		氏 名	検査者番号
	代表となる点検者		
	その他の点検者		

番号		検査項目等	点検結果			備考
			指摘なし	要是正	既 存 不適格	
(1)	耐火クロススクリーン	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況			
(2)		駆動装置	ローラチェーンの劣化及び損傷の状況			
(3)		カーテン部	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況			
(4)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況			
(5)		ケース	劣化及び損傷の状況			
(6)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況			
(7)		危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況			
(8)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況			
(9)			危害防止装置用予備電源の容量の状況			
(10)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況			
(11)			作動の状況			
(12)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置			
(13)			感知の状況			
(14)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況			
(15)			結線接続の状況			
(16)			接地の状況			
(17)			予備電源への切り替えの状況			
(18)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況			
(19)			容量の状況			
(20)		自動閉鎖装置	設置の状況			
(21)		手動閉鎖装置	設置の状況			
(22)	総合的な作動の状況		耐火クロススクリーンの閉鎖の状況			
(23)			防火区画の形成の状況			

上記以外の検査項目等						

特記事項				
番号	検査項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月

- (注意)
- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
 - ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
 - ③ 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
 - ④ 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「備考」欄までを取消線で抹消してください。
 - ⑤ 「点検結果」欄は、表2-2-3(3/4) (イ) 欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。
 - ⑥ 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、表2-2-3(3/4) (イ) 欄に掲げる点検項目について同表 (ロ) 欄に掲げる点検事項のいずれかが同表 (ニ) 欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
 - ⑦ 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[6]に該当しない場合に○印を記入してください。
 - ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
 - ⑨ 「上記以外の点検項目」欄は、H28告示第723号第一ただし書の規定により特定行政庁が点検項目を追加したときに、当該点検項目を追加し、⑤から⑧に準じて点検結果等を記入してください。また、同告示第一第2項の規定により同項に規定する図書等に点検の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている点検項目を追加し、⑤から⑧に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
 - ⑩ 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
 - ⑪ 各階平面図を別添の様式に従い添付し、耐火クロススクリーンの設置されている箇所及び指摘（特記すべき事項を含む）のあった箇所を明記してください。
 - ⑫ 要是正とされた点検項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真と撮影した写真の位置を別添の様式に従い添付してください。

検査結果表
(ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備)

点検者		氏 名	検査者番号
	代表となる点検者		
	その他の点検者		

番号		検 査 項 目 等	点検結果			備考
			指摘 なし	要是正	既 存 不 適 格	
(1)	ドレン チャー 等	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況			
(2)		散水ヘッド	散水ヘッドの設置の状況			
(3)		開閉弁	開閉弁の状況			
(4)		排水設備	排水の状況			
(5)		水源	貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況			
(6)			給水装置の状況			
(7)		加圧送水装置	ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況			
(8)			結線接続の状況			
(9)			接地の状況			
(10)			ポンプ及び電動機の状況			
(11)			加圧送水装置用予備電源への切り替えの状況			
(12)			加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況			
(13)			加圧送水装置用予備電源の容量の状況			
(14)			圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッチ等の付属装置の状況			
(15)	連 動 機 構	煙感知器、熱煙複合 式感知器及び熱感知 器	設置位置			
(16)			感知の状況			
(17)		制御盤	スイッチ類及び表示灯の状況			
(18)			結線接続の状況			
(19)			接地の状況			
(20)			予備電源への切り替えの状況			
(21)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況			
(22)			容量の状況			
(23)		自動作動装置	設置の状況			
(24)		手動作動装置	設置の状況			
(25)	総合的な作動の状況		ドレンチャー等の作動の状況			
(26)			防火区画の形成の状況			

上記以外の検査項目等						

特記事項				
番号	検査項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予 定）年月

- (注意)
- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- ④ 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「備考」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑤ 「点検結果」欄は、表2-2-3(4/4) (い) 欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、表2-2-3(4/4) (い) 欄に掲げる点検項目について同表（ろ）欄に掲げる点検事項のいずれかが同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「上記以外の点検項目」欄は、H28告示第723号第一ただし書の規定により特定行政庁が点検項目を追加したときに、当該点検項目を追加し、⑤から⑧に準じて点検結果等を記入してください。また、同告示第一第2項の規定により同項に規定する図書等に点検の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている点検項目を追加し、⑤から⑧に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
- ⑩ 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ⑪ 各階平面図を別添の様式に従い添付し、ドレンチャーの設置されている箇所及び指摘（特記すべき事項を含む）のあった箇所を明記してください。

- ⑫ 要是正とされた点検項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真と撮影した写真の位置を別添の様式に従い添付してください。

検 査 結 果 図（防火設備）

注) 各階平面図を添付し、検査の対象となる防火設備の設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記すること。

関係写真
(防火設備)

部位	番号	検査項目	検査結果
			☐ 要是正 ☐ その他
写真貼付			特記事項

部位	番号	検査項目	検査結果
			☐ 要是正 ☐ その他
写真貼付			特記事項

- (注意)
- [1] この書類は、検査の結果で「要是正」とされた項目のうち、「既存不適格」ではない項目について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。
 - [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
 - [3] 「部位」欄の「番号」、「点検項目」は、それぞれ点検様式3-5の番号、検査項目に対応したものを記入してください。
 - [4] 「検査結果」欄は、検査の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
 - [5] 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。